

(注意) 代表者(受任者)変更があった場合は、手続(長崎市への変更届 / ICカードの再取得)が必要です

代表者(受任者(代表者から入札等に関する権限の委任を受けた者))の変更があった場合は、速やかに必要な手続き(Q1参照)を行ってください。

また、変更があった後の入札参加申請や入札書の提出を、旧代表者(旧受任者)の名義のICカードで行わないようご注意ください。新代表者(新受任者)以外の名義のICカードを利用したの入札は原則無効になります。

Q1 代表者(受任者)が変更になった場合に必要な手続きは？

A1 以下の手続きが必要です。

● 長崎市への変更届の提出

代表者(受任者)を含め有資格者名簿に登録された内容に変更が生じた場合は、速やかに『変更届』を提出してください。詳細は契約検査課 総務係(095-829-1160)へお問い合わせください。

● ICカードの再取得

変更後の代表者(受任者)名義のICカードを取得してください。取得手続きの詳細は認証局にお問い合わせください。

取得したICカードについては、長崎市の電子入札システムで『利用者登録』を行ってください。利用者登録の操作方法はヘルプデスク(095-829-1360)へお問い合わせください。

Q2 代表者(受任者)の変更時の入札参加は？

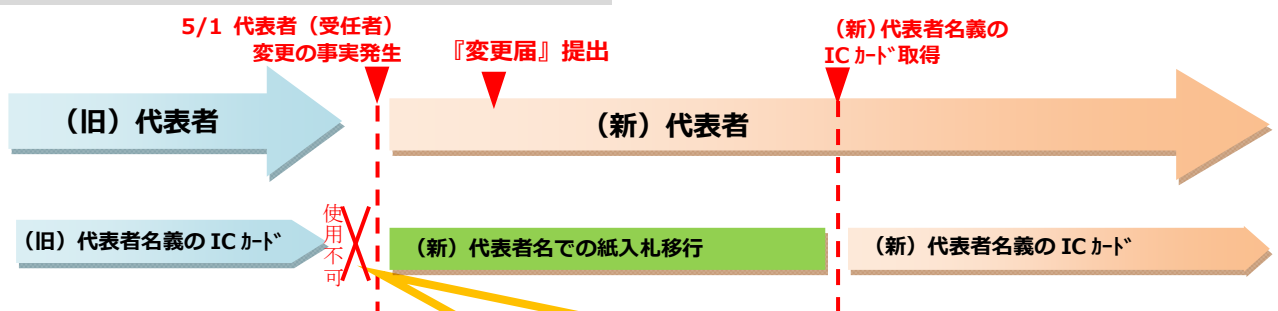
A2 代表者(受任者)の変更日(新代表者の就任日等の事実発生日)以降は、長崎市への変更届提出の有無にかかわらず旧代表者(旧受任者)名義のICカードを利用したの入札参加は原則無効となります。

新代表者(新受任者)名義のICカードをご準備いただき入札に参加してください。

なお、ICカードの取得手続き中の入札参加は、事前に必要な条件を満たすことを確認したうえで、『紙による入札』を認めています。詳細は各担当へお問い合わせください。

建設工事・建設工事に係る業務委託の案件	契約検査課	工事契約係	電話 095-829-1276
物品の購入・業務委託・賃貸借の案件	契約検査課	物品契約係	電話 095-829-1277

(例) 5月1日付で代表者変更となった場合



変更日(5月1日)以降は変更届提出前であっても、旧代表者名義のICカードを使用して入札に参加しないでください。
入札参加をご希望の場合は、『紙による入札』への移行を、変更の事実が分かり次第、速やかにご相談下さい。